

16 学校経営目的の法人の財産取得登録税免除方に付大蔵省

回答〔昭和二年三月〕

卷之三

發 実 八 四 号
定 決 八 月 七 日 文 書 課 長
印 送 八 月 七 日 起 案 者
印

大正十五年七月十五日起案

(武部) 長 詞 名 (E) (E) (E) (E) (E) (E)

実業学務局長印

普通學務局長（關屋）
學務課長（蒲池）
學務課長（水畑）
（桶口）

専門學務局長
印(栗屋)
印(赤間)
印(九岩)
印(高橋)

官印
杉浦

印三

務次官印

参与官 在石

卷之三

大藏次官宛

学校経営ヲ目的トスル社団又ハ財團法人設立ノ場合財産

権取得登記ノ登録税免除ニ関スル件

民法第三十四条ニ依リ設立シタル社団又ハ財団人力寄附行為ニ因リ不動産所有権ヲ取得シタル場合ハ登録税法第二条第三号

テ行フ北海道府県市町村、産業組合又ハ産業組合聯合会ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有権ノ取得ノ登記

二 自作農創設維持ノ為前号ノ国庫補助金ノ交付ヲ受ケテ行

フ場合ト同様ノ条件ヲ以テ行フ北海道府県ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有権ノ取得ノ登記

第五条ノ二ヲ第五条ノ五トス

第五条ノ二〔^(抹消)前条二規定スル〕北海道府県市町村、産業組合又ハ産業組合聯合会〔^(加筆)力前条^(加筆)二〕規定スル自作農ノ創設維持事業ノ為ニスル」ノ抵当権ノ取得ノ登記又ハ土地所有権ノ取得ノ登記ニハ登録税法第十九条第九号又ハ第十二号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

第五条ノ三 左ニ掲タル住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ住宅組合員カ其ノ所属組合ヨリノ権利ノ取得ノ登記ニハ登録税法第十九条第十一号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 住宅ハ一組合員ニ付一戸ニシテ家屋各階ノ坪数ノ合計ニ十五坪以下ノモノ

二 住宅用地ハ五十坪以下ノモノ

(注記10)

第五条ノ四 学校経営ヲ目的トスル法人ノ左ニ掲タル土地、建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記ニハ登録税法第十九条第十四号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 校舎、寄宿舎、図書館其ノ他保育又ハ教育上必要ナル附属建物

二 前号ニ規定スル建物ノ敷地並運動場、実習用地其ノ他直接二保育又ハ教育ノ用ニ供スル土地

第六条中「第十九条ノ三」ヲ「第十九条ノ五」ニ改ム
第七条及第八条中「第十九条ノ七」ヲ「第十九条ノ九」ニ改ム

附則
本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ係ル土地台帳ノ登録ニ対スル登録税ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

(注記1)
〔官会九二号関係〕

(注記2)
〔回付月日／7月15日 普／7月24日 専門〕

(注記3)
〔二〕(簿冊内件名番号)

(注記4)
〔^(抹消)文部省 昭和2・3・22 官会⁽²⁴⁾⁽⁵⁹⁾号〕

(注記5)
〔供覧〕
〔文部省 昭和2・3・22 官会⁽²⁴⁾⁽⁵⁹⁾号〕

(注記6)

〔文部省 発実84号 2年3月26日〕

(注記7)
〔裁決定 4月6日〕

(注記8)
〔記録掛 2・5・7 受領〕

(注記9)
〔完結〕

(注記10)

〔〇〕

(下札)

(有原)
〔②類別〕

(加筆)

(昭文会)

〔依頼〕

〔抹消〕

〔大藏省〕

〔送付〕

〔登録税施行規則中改正勅令案〕

〔番号〕

〔発実八四〕

〔結了年〕

〔月日〕

〔昭一、三〕

〔保存年限〕

〔ムキ〕

〔枚数〕

〔自大13年至昭22年 法人総規〕
〔文部省⁵⁹ 3A, 32—7, 2507〕
〔5〕